

京都市告示第 200号

京都市勸業館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市勸業館を臨時に休館します。

平成16年6月4日

京都市長 榊本 頼 兼

臨時に休館する日 平成16年8月14日から同月16日まで

(産業観光局商工部産業振興課)